

参考 2

環境省における石綿対策の経緯

環境省における石綿対策の経緯

時期	国内の動向		海外の動向
	環境省(旧環境庁及び旧厚生省廃棄物関係部局)	厚生労働省(旧労働省)	
1960	昭和35		じん肺法制定
1971	昭和46		特定化学物質等障害予防規則の制定 (局所排気装置の設置、容器等への取扱注意事項等の表示、作業主任者の選任、作業環境測定の実施、保護具の備え付け等の規制の義務づけ)
1972	昭和47	「アスベストの生体影響に関する研究報告」 (1960年代以降の海外におけるアスベストの状況等(WHOが1972年にレビューしたアスベストの生物学的影響に関する研究結果に沿って作成))	ILO、WHOの専門家会議等で石綿ががん原性物質であることが認められる。
1975	昭和50	環境大気中のアスベスト濃度測定法の検討(昭和50～)	米国で排出規制 (規制基準:アスベストの目に見える排出がないこと)
1976	昭和51		通達「石綿粉じんによる健康障害予防対策の推進について」
1977	昭和52、53	アスベスト製品製造工場周辺での測定調査(昭和60.2概要公表) (測定結果) 敷地境界濃度 検出限界以下～58本/リットル (アスベスト以外の繊維状物質も含んだ濃度)	
1978	昭和53.12	第1次アスベスト発生源対策検討会設置	
1980	昭和55		フランスで排出規制 (規制基準:排出口濃度0.5mg/m ³ (10,000本/リットル))
	昭和55.3	「大気中発ガン物質のレビュー 石綿」作成	
	昭和55～58	アスベスト健康影響調査 (一般環境下でのアスベストの健康影響についての研究者の報告を取りまとめたもの。影響発現に数十年という長期間を要する疾患であるため、長期的な研究が必要とされた。)	

時期		国内の動向		海外の動向
		環境省(旧環境庁及び旧厚生省廃棄物関係部局)	厚生労働省(旧労働省)	
	昭和55.6	第1次アスベスト発生源対策検討会報告書 (検討結果) 今後、環境大気中におけるアスベスト粉じんの排出抑制に対する具体的対策を講じるためには、更に、アスベストの健康影響に関する知見、発生源及び環境大気中でのアスベスト濃度に関する詳細なデータの収集・解析・費用効果等の検討並びに測定法の確立などを進める必要がある。		
1981	昭和56～58	アスベスト環境濃度調査 (測定結果) 内陸山間地0.41本/リットル～蛇紋岩採石場周辺12.31本/リットル		
	昭和56.9	第2次アスベスト発生源対策検討会設置		
1983	昭和58			西ドイツで排出規制 (規制基準:排出口濃度0.1mg/m ³ (2,000本/リットル))
1984	昭和59.12	第2次アスベスト発生源対策検討会報告書(昭和60年2月公表) (検討結果) 現在の一般大気中のアスベスト濃度は、作業環境に比してはるかに低く一般国民へのリスクは小さいが、環境蓄積性の高い大気汚染物質であることから、今後、長期的な環境モニタリングの実施と環境大気中への排出を出来るだけ抑制することが望ましい。		
1985	昭和60			米国でアスベスト廃棄物処理指針を作成
	昭和60.2	各自治体あて通知「アスベストによる大気汚染の未然防止について」 (検討会の報告書趣旨を理解し、アスベストによる大気汚染の未然防止に配慮願いたい。)		
	昭和60.3	「アスベスト排出抑制マニュアル」出版 (昭和63.4増補版出版)		

時期		国内の動向		海外の動向
		環境省(旧環境庁及び旧厚生省廃棄物関係部局)	厚生労働省(旧労働省)	
	昭和60～	アスベストモニタリング調査(平成7年度まで隔年実施) (調査結果) 離島地域0.09本/リットル～アスベスト製品生産事業所 周辺5.35本/リットル		
1986	昭和61			「WHO環境保健クライテリア」 (世界の都市部のアスベスト濃度は1～10本/リットル)
1987	昭和62.3	各自治体あて通知「アスベストモニタリング事業の結果について」 (アスベストの環境大気中への排出の抑制について関係の工場・事業場における配慮が更に徹底されるよう指導を行うこと。発生源周辺を中心とするアスベストモニタリングの実施に努められたい。)		
	昭和62.10	各自治体あて通知「アスベストによる大気汚染の未然防止等について」及び「建築物の改修・解体に伴うアスベストによる大気汚染の防止について」 (建築物においてアスベストの除去等を行う際には、飛散防止の措置を講じること。) 各自治体あて通知「アスベスト(石綿)廃棄物の処理について」 (アスベスト廃棄物の処理方法を指示。)		
	昭和62	アスベスト発生源精密調査結果 (測定結果) 敷地境界での最大濃度378本/リットル、窓を閉めると12.6本/リットルに減少 ビルの解体現場での濃度:工事中でも最大濃度10本/リットル以下 「最終処分場におけるアスベストの挙動に関する研究」実施 (平成元年度まで。廃棄物最終処分場の埋立作業場所の周辺における大気中の石綿濃度等を調査。)		ECで排出規制 (規制基準:排出口濃度0.1mg/m ³ (2000本/リットル)) EC指令においてアスベスト廃棄物の処理等について規定

時期		国内の動向		海外の動向
		環境省(旧環境庁及び旧厚生省廃棄物関係部局)	厚生労働省(旧労働省)	
1988	昭和63.2	各自治体あて通知「建築物内に使用されているアスベストに係る当面の対策について」 (アスベストを含有する建材が経年劣化等している場合には、除去、封じ込め等の措置を行うこと。)		
	昭和63		作業環境評価基準(告示) 作業場所の管理濃度を導入(2本/cm ³ (2,000本/リットル)、ただし青石綿は0.2本/cm ³ (200本/リットル))。	
	昭和63.7	各自治体あて「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針・同解説」送付		
	昭和63.11	アスベスト対策検討会報告 (検討結果) 前回の検討会の見解は現在においても妥当なものといえるが、昭和62年の調査結果を見ると、一部の工場の敷地境界で100本/リットの濃度となるなど、排出抑制の十分な実施が疑われる場合があった。そのため工場において適切な維持管理が出来るよう所要の措置を講ずると共に次の事項の実施に努めるべき。 ・アスベストの健康評価については、今後とも知見の収集に努める。 ・アスベスト製品製造工場について排出抑制対策の現状を緊急点検するとともに各種発生源対策について所要の措置を講じること。 ・安全な代替製品の開発普及を促進すること。		
	昭和63.12	関係者向け「アスベスト廃棄物処理ガイドライン(建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針・同解説)」出版		
1989	平成元.2	「環境中のアスベスト対策ガイドライン(環境省アスベスト関係資料集)」作成		
	平成元3	中央公害審議会答申「石綿製品等製造工場から発生する石綿による大気汚染の防止のための制度の基本的な在り方について(答申)」		

時期		国内の動向		海外の動向
		環境省(旧環境庁及び旧厚生省廃棄物関係部局)	厚生労働省(旧労働省)	
	平成元.6	大気汚染防止法の改正 特定粉じん発生施設の規制導入 (対象施設) 工場や事業場で製造や加工する際に特定粉じん(石綿)を発生する施設(解綿用機械、混合機等) (敷地境界基準) 環境大臣が定める測定法(告示)により測定された大気中の石綿の濃度が1リットルにつき10本であること。		
	平成元.6	「アスベスト代替品のすべて」作成		
	平成元.11	アスベスト対策推進検討会報告 (対象施設、規模用件等の検討)		
	平成元.12	改正法施行		
	平成元	アスベスト発生源精密調査 (調査結果) アスベスト製品製造工場付近 0.58～8.08本/リットル 建築物解体・回収現場周辺 0.09～1.84本/リットル		
1990	平成2.3	「石綿代替品開発動向調査報告書」作成		
1991	平成3	廃棄物処理法の改正(平成4年7月4日施行) (特別管理廃棄物制度を創設し、「廃石綿等」を特別管理産業廃棄物に指定)		
1993	平成5			EUが茶及び青石綿の使用禁止 米国が一部の石綿製品の使用禁止
	平成5.3	「廃石綿等処理マニュアル」出版		

時期		国内の動向		海外の動向
		環境省(旧環境庁及び旧厚生省廃棄物関係部局)	厚生労働省(旧労働省)	
1995	平成7		労働安全衛生法施行令の改正 (青石綿、茶石綿並びにこれらの含有製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止) 労働安全衛生規則の改正 (耐火建築物等における石綿除去作業に関する計画に届出の義務付け) 特化則の改正 (特定作業における保護具、作業衣等の使用、解体工事における石綿等の使用状況の調査、吹き付けられた石綿等の除去作業における作業場所の隔離等による規制強化)	
		阪神淡路大震災に対応した環境モニタリング調査		
1996	平成8.1	中央環境審議会答申「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(中間答申)」		
	平成8.5	大気汚染防止法の改正(平成9年4月1日より施行) (規制対象) 特定粉じん排出等作業の規制対象導入(吹付け石綿が使用されている建築物を解体・改造・補修する作業) (作業基準) 作業種類(解体、改造又は補修)ごとに、隔離、集じん装置設置、湿潤化等の作業基準を遵守すること	労働安全衛生法施行令の改正 (健康管理手帳の交付対象業務に追加)	
	平成9.2	アスベスト飛散防止対策検討会報告 (対象建材、規模要件等を検討)		
1999	平成11.2	「建築物解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」作成		
2001	平成13.3	「建築物解体等に伴う石綿飛散防止対策について」 (事業者向け手引き) 「吹付石綿の使用の可能性のある建築物の把握方法について」(地方自治体向け手引き)作成		

時期		国内の動向		海外の動向
		環境省(旧環境庁及び旧厚生省廃棄物関係部局)	厚生労働省(旧労働省)	
2003	平成15		労働安全衛生法施行令の改正 (白石綿の含有製品(建材、摩擦材、接着剤)についても製造、輸入、譲渡、提供又は使用の原則禁止(平成16年10月1日施行))	
2004	平成16		禁止が猶予されている石綿含有製品の代替化を計画的に行うよう関係団体に要請	
2005	平成17.3	各自治体あて通知「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について」 (非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針を送付し、同指針に沿った関係者の指導徹底を要請。)		
	平成17		石綿障害予防規則の施行(7月1日) (今後、石綿製品が使用された建築物の解体等が増加すること等から、建築物の解体作業等における石綿健康障害防止対策の充実を図るため、新たに「石綿障害予防規則」を制定)	EUが石綿の使用等の禁止
	平成17		作業環境評価基準改正 管理濃度0.15本/cm ³ (150本/リットル)	
	平成17.7	各自治体あて通知「石綿(アスベスト)に係る健康相談の受付等について(依頼)」 「石綿(アスベスト)の大気環境中への飛散防止対策の徹底について(通知)」 「廃石綿等の適正処理の徹底について(通知)」 「アスベスト廃棄物を取り扱う廃棄物処理業者等への立入検査等の強化について」		